

随意契約の状況			担当課：産業課 契約日：令和6年12月18日	
業務名	契約の概要	契約期間	契約の相手方	契約金額
八雲町緊急就労対策事業	熊石地区町有林枝打ち等作業	R6.12.18 ～ R7.3.30	八雲町熊石雲石町 135番地2 八雲町熊石高齢者 事業団 会長 荒田 耕三	3,410,000円 うち消費税310,000円
随意契約とした理由及び随意契約の相手方を選定した理由				
<p>本事業は、緊急就労対策の一環として、季節労働者の冬期間の雇用安定を図る目的とする委託事業であり、業務内容から実績と技術力を有している事業者が限定される。八雲町熊石高齢者事業団は、熊石地区の八雲町緊急就労対策事業で実績があり、指導員経験者等がおり森林枝打ち伐採業務における経験者を有し、実績と技術力を有していることから、信頼のおける最適な業者として選定した。</p> <p>よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び八雲町財務規則第140条第2項第1号の規定に基づき、上記業者より見積書を徴した結果、予定価格の範囲内であったため、随意契約を行ったものである。</p>				